

2026年度版いすゞグループ総合保険制度 別冊 【死亡保障】

契約概要【団体定期保険（こども特約・年金払特約付）《グループ保険》】

【意向確認のお願い】 加入(増額)の際は、以下についてお申込みの前に必ずご確認ください。

- 保障内容をご意向に沿った内容となっていますか？
- ご自身が選択された保障金額・保険料、およびその他の商品内容をご意向に沿った内容となっていますか？



このパンフレットに記載の支払事由や給付に関する制限事項などは、概要や代表事例を示しています。保険契約の詳細な内容を示す「約款」は保険契約者であるいすゞ自動車株式会社に配付されています。

契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。

加入(増額)の前に内容を確認・了承のうえ、お申込みください。

保険の名称

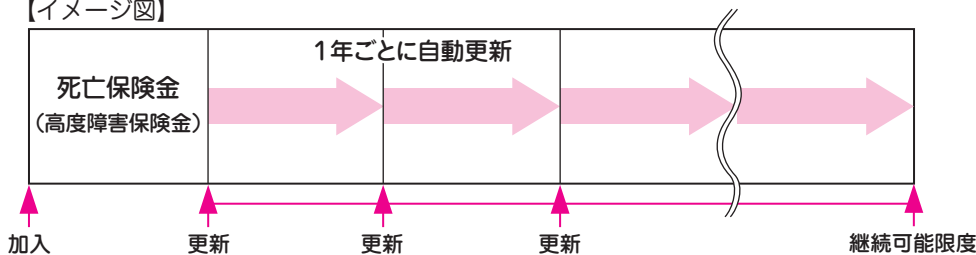
団体定期保険

特約：団体定期保険こども特約、団体定期保険年金払特約

保険のしくみ

- 死亡や所定の高度障害状態の保障を準備します。
- 団体が保険契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。被保険者の加入状況や福利厚生制度の変更等により、契約内容が変更されたり制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 保険期間は1年ですが、更新によりP2の「責任開始日・保険期間」に記載の継続可能限度まで継続して加入できます。
- 保険料を払い込みいただく期間は保険期間と同じです。

【イメージ図】



新規加入(増額)できる方【加入資格】

年齢は2026年8月1日(更新日)時点の年齢

本人	満17歳6か月超、満70歳6か月以下の役員・従業員
配偶者	満18歳以上、満70歳6か月以下の本人の戸籍上の配偶者
こども	満2歳6か月超、満22歳6か月以下の本人が扶養しているこども (健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します)

- 健康状態によっては、加入(増額)できない場合があります。
- 支払事由に該当されていても加入資格のない方には保険金は支払われません。
また、退職・転籍(いすゞグループ総合保険制度パンフレットP2に記載の企業以外への転籍)等で加入後に加入資格を満たさなくなった場合には脱退手続きが必要になりますのでいすゞビルドライフ(株)までお申出ください。
- 配偶者・こどものみの加入はできません(本人の加入が条件です)。
- こどもを加入させる場合は、加入資格を満たすこども全員について同一保険金額でお申込みください。

保障金額・保険料表、保険料について

いすゞグループ総合保険制度パンフレットP6の「保障金額・保険料表」、「保険料について」をご覧ください。

契約概要

【団体定期保険（こども特約・年金払特約付）《グループ保険》】

責任開始日・保険期間

責任開始日	2026年8月1日 (注)増額の場合、増額部分の責任開始日です。
保険期間	責任開始日～2027年7月末日 原則、毎年自動的に更新されます。
継続可能限度	以下の年齢を迎えた保険期間の最終日 [本人・配偶者] 満70歳6か月 [こども] 満22歳6か月 (注)脱退事由(以下の「制度からの脱退等」参照)に該当した場合は継続できません。

制度からの脱退等

- お申出により制度から脱退することができます。
(注)制度から脱退されると、その時点からこの保険による保障等の一切の権利がなくなります。
ただし、保険料が払い込まれた期間の最終日まで保障します。
- 次の脱退事由に該当した場合には制度から脱退いただくことになります。
[本人]
死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、退職・転籍(いすゞグループ総合保険制度パンフレット P2 に記載の企業以外への転籍)等で加入資格を満たさなくなった場合など
[配偶者・こども]
死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、本人が脱退した場合、本人と離婚した場合(配偶者)、本人との扶養関係がなくなった場合(こども)(※)など
(※)更新日時点で被保険者としての資格があるこどもは、その更新日を含む保険期間中は継続できます。
- 加入資格の喪失等により脱退となる場合、2年以上継続して加入していた方は、所定の条件のもと新たな告知や診査を省略して第一生命の所定の個人保険に加入できます(ただし個人保険の取り扱い条件を満たさない場合は加入できません)。

受取人

被保険者	受取人	
	死亡保険金	高度障害保険金
本人	被保険者が指定した方(被保険者ご自身以外)	被保険者ご自身
配偶者		
こども		

(注1)原則、第三者(親族以外の方)を死亡保険金受取人とすることはできません。

(注2)遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

- 本人・配偶者の死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事由発生前であればお申出により変更することができます。
- 死亡保険金の支払事由発生前に死亡保険金受取人が死亡し、変更されていないときは、被保険者死亡時に生存している約款に定める順位(下表参照)の高い方になります。

【約款に定める順位】

第一順位	被保険者の戸籍上の配偶者	第二順位	被保険者の戸籍上の子(子が死亡している場合には、その直系卑属)		
第三順位	被保険者の父母	第四順位	被保険者の祖父母	第五順位	被保険者の兄弟姉妹

同順位の方が2人以上の場合は、その人数によって死亡保険金を等分します。ご請求の際は代表受取人を1名定め、その代表者からご請求ください。

契約概要

【団体定期保険（こども特約・年金払特約付）《グループ保険》】

配当金

- 毎年保険契約ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合に、各引受保険会社の保険金支払実績等にもとづき支払われます。
- 将来お支払いする配当金は変動し、0（ゼロ）となる可能性もあります。
- 保険期間の途中で脱退した場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。

保障内容【支払事由】

保険金は**いずれも保険期間中（責任開始日以後）に支払事由に該当した場合に支払われます。**
実際のお支払いは、保険金のお支払いの請求を受け、引受保険会社において個別に判断されます。
（注1）保険金が支払われない場合は、P4の「5. 保険金をお支払いできない場合」を確認ください。
（注2）保険金の請求の権利は、3年間請求がないときは消滅します。

死亡保険金	死亡した場合
高度障害保険金	責任開始日以後のケガまたは病気により所定の高度障害状態(P6の【別表】参照)になった場合

【ご注意】「死亡保険金」と「高度障害保険金」は、いずれかが支払われた場合、重複して支払われません。

保険金の年金受取

保険金支払の際に受取人からの請求にもとづき、保険金の全部または一部で年金基金を設定し、年金基金より年金をお支払いする仕組みです。死亡保険金・高度障害保険金は、一時金（一括受取）に代えて「年金」での受け取りが可能です（こどもの保険金は年金での受け取りはできません）。

（注）このお取り扱いには、**保険金の受取方法**に関するものです。年金の種類・型、最低年金額、最低年金基金額等には一定の制限があります。
また、今後取扱内容が変更されたり、お取り扱い自体がなくなる場合があります。

引受保険会社（2025年10月1日時点）

以下の引受保険会社は、各被保険者の加入保険金額のうちそれぞれの引受割合の責任を負います。
引受保険会社および引受割合は変更されることがあります。

【引受保険会社（引受割合）】

第一生命保険株式会社(55.9%) 〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1 TEL:03-3216-1211（大代表）
日本生命保険相互会社(17.8%)、朝日生命保険相互会社(9.1%)、富国生命保険相互会社(7.8%)、住友生命保険相互会社(6.4%)、
明治安田生命保険相互会社(3.0%)

ここまでが契約概要です

注意喚起情報

【団体定期保険（こども特約・年金払特約付）《グループ保険》】



加入のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しています。
必ず内容を確認・了承のうえ、お申込みください。
(注)増額の場合の増額部分は、「加入」を「増額」と読み替えます。(以降同じ)

1 告知に関する重要事項

健康状態などについてありのままを告知してください。(告知義務)

告知

- 現在および過去の健康状態などについて事実をありのままお知らせいただくことを告知といいます。加入の申込みにあたっては、指定された画面・書面(告知事項)で引受保険会社がおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

告知の方法

- 指定された画面・書面(告知事項)に回答・提出ください。生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約に関する告知受領権はなく、口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。なお、生命保険会社の職員・代理店が、お客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

正しく告知いただけない場合の取り扱い

- 事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたことが判明した場合は「告知義務違反」として保険契約の全部または一部が解除され、保険金が支払われないことがあります。また、解除となった場合にはすでに払い込まれた保険料は返金されません。

傷病歴などがある場合のお引き受け

- 傷病歴等がある方を全てお断りするものではありませんので、事実をありのまま正確にもれなく告知ください。

告知に関するお問い合わせ

- P7の「第一生命お問い合わせ先」の「告知・その他のお問い合わせ先」を参照ください。

この制度においては、第一生命がお引受けの判断をさせていただいております。過去の保険申込履歴等によっては、お申込みどおりのお取り扱いができないことがありますので、加入の際はあらかじめご了承ください。

2 責任開始について

- 申込内容(告知内容)にもとづき、引受保険会社が加入を承諾した場合、所定の責任開始日から保険契約上の責任を負います。書面でのお手続きの場合、所定の責任開始日を過ぎて引受保険会社へ申込書(告知書)が到着した場合は申込書(告知書)が到着した日から保険契約上の責任を負います。
- 生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約への加入を決定(承諾)する権限(代理権)はありません。

3 クーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用に関する事項

- この保険は団体を保険契約者とする保険契約であり、クーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用はありません。

4 脱退による返戻金や満期による保険金について

- この保険には、被保険者の脱退による返戻金および保険期間満了による保険金はありません。

5 保険金をお支払いできない場合

(注)増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金が支払われません。

- 「告知義務違反」により保険契約の全部または一部が解除された場合
- 約款に定める免責事由に該当した場合

その他

【団体定期保険（こども特約・年金払特約付）《グループ保険》】

【別表】 高度障害状態(公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります。)

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

＜備考＞

I. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

II. 眼の障害(視力障害)

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

III. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の 3 つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

IV. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

主な税法上の取扱(この保険について想定される一般的なお取り扱いです)

●保険料

本人の支払った保険料は一般生命保険料控除の対象となります。(対象となるのは実質負担額です。配当金があればそれを差し引きます。)(所得税法第 76 条、地方税法第 34 条・第 314 条の 2)

●死亡保険金

・本人の死亡によって相続人が受け取る保険金(保険料を本人が負担していたもの)は相続税の対象となり、所定の非課税枠があります。非課税枠は、他に死亡保険金があった場合にはそれらを合算して適用されます。(相続税法第 3 条・第 12 条)

・配偶者・こどもの死亡によって本人(主たる被保険者)が受け取る保険金は一時所得として所得税の対象となります。(所得税法第 34 条、所得税基本通達 34-1)

●高度障害保険金

非課税となります。(所得税法施行令第 30 条、所得税基本通達 9-21)

●死亡保険金を年金で受け取る場合

死亡保険金を受け取った後、保険金額の全部または一部を年金基金に充当します。

死亡保険金は相続税または所得税(一時所得)等の課税対象となります。(相続税法第 3 条・第 12 条、所得税法第 34 条、所得税法施行令第 183 条、所得税基本通達 34-1)

その後受け取る年金は、雑所得として所得税の課税対象となります。(所得税法第 35 条、所得税法施行令第 183 条、所得税基本通達 35-1)

(注) 税務のお取り扱いについては、2025 年 12 月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等に確認ください。

その他

【団体定期保険（こども特約・年金払特約付）《グループ保険》】

個人情報の取扱

保険契約者は、この保険の運営において入手する加入対象者(被保険者)および死亡保険金受取人の個人情報(氏名、性別、生年月日、現在および過去の傷病歴等)(以下、個人情報)を、この保険の事務手続きのために使用します。また、この保険契約の適切な運営を目的として個人情報を利用し、保険契約を締結する生命保険会社へ提出します。

生命保険会社は、受領したすべての個人情報を次の目的のために利用(※1)します。

- ①各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- ②生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス(※2)の案内・提供および契約の維持管理
- ③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス(※2)の充実
- ④その他、保険に関連・付随する業務

また、取得している個人情報を保険契約者および他の引受保険会社全社に上記の目的の範囲内で提供することがあります。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。

引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更前後のすべての引受保険会社に提供されることがあります。

(※1)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用が制限されています。

(※2)各種商品・サービスの詳細は引受保険会社のホームページをご覧ください。

第一生命お問い合わせ先

保険金請求に関するお問い合わせ先

団体保険の保険金のご請求は、保険契約者を通じてのお手続きとなります。加入内容から、支払事由に「該当するのでは?」と思われる場合には、保険契約者の事務担当者経由にてご請求手続きをおとりください。また、ご不明な点がございましたら、保険契約者の事務担当者にご確認いただくか、以下へお問い合わせください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部 (団体保険総合受付フリーダイヤル)

☎ 0120-709-471

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

第一生命では、団体保険におけるご請求手続きに関する留意事項やお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例などをご案内した「団体保険における保険金・給付金のお支払いについて」をホームページに掲載しております。保険契約者向けに作成しておりますが、保険金をもれなくご請求いただくために、被保険者さまおよびそのご家族の方もぜひご覧ください。

(第一生命ホームページ <https://www.dai-ichi-life.co.jp/>)

他の保険契約への加入がある場合、そのご契約の保障内容を確認いただき、支払事由に該当する場合には別途お手続きをおとりください。

告知・その他のお問い合わせ先

■告知について

■当パンフレット(契約概要・注意喚起情報)に関するご要望・苦情について以下へお問い合わせください。

お問い合わせの際は、いすゞグループ総合保険制度(団体番号:0701887)についてであることをお伝えください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部 (団体保険総合受付フリーダイヤル)

☎ 0120-005-328

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

加入対象企業

いすゞグループ総合保険制度パンフレット P2 をご覧ください。

資料請求・ご相談は下記お問合せまで

募集取扱代理店・事務代行会社(申込書ご提出先)

いすゞビルドライブ株式会社

本社TEL 0120-017-857(無料)

HPアドレス <https://www.ibl.isuzu.co.jp>



本社	〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島1-2-5 横濱ゲートタワー5F TEL.0120-017-857(無料) FAX.045-212-6525
藤沢オフィス	〒252-0881 神奈川県藤沢市土棚8(第2工場事務棟内) TEL.0120-461-591(無料) FAX.0466-43-5145
栃木オフィス	〒329-4424 栃木県栃木市大平町伯仲2691(第1工場労務部隣(南側)) TEL.0800-222-1823(無料) FAX.0282-43-1860
北海道オフィス	〒059-1362 北海道苫小牧市柏原1-4(いすゞエンジン製造北海道内) TEL.0144-55-4446 FAX.0144-55-4447 内線 89-2284

引受保険会社

死亡保障

第一生命保険株式会社(事務幹事会社)

団体保障事業部

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

制度に関しては、上記の事務代行会社にご連絡ください。

「契約概要」「注意喚起情報」等のパンフレットに関するご要望・苦情につきましては、以下の照会先へご連絡ください。
ご連絡の際は、団体名(いすゞ自動車株式会社)と団体番号(0701887)をお伝えください。

TEL:0120-005-328(団体保険総合受付フリーダイヤル)

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

C25-213-0600(2025.11.4)